

高取町日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3号に規定する日中一時支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、その者またはその者の保護者が高取町内に居住地（居住地を有しないとき、または明らかでないときは現在地。以下同じ。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童
 - (3) 療育手帳の交付を受けている知的障害者または知的障害児
 - (4) 療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と町長が認めた児童
- 2 前項に規定する者のほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項の規定する特定施設への入所前に有した居住地（以下「住所地特例」という。）が高取町内である者。

(利用の申請)

第4条 この事業の利用を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業支給申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、該当すると認めるときは、日中一時支援事業支給決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、該当しないと認めるときは、日中一時支援事業却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(利用の変更申請)

第6条 利用者及び利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業支給変更申請書（様式第4号）により、速やかに町長に申請しなければならない。

- (1) 利用者の住所等が変更した場合。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合。

(3) 利用の中止をしようとする場合。

(利用の決定及び通知)

第7条 町長は、事業の変更申請を受けた時は、その内容を審査し、必要と認める場合は、日中一時支援事業支給変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、利用決定にあたり、日中一時支援事業のサービス提供事業者を指定することができる。

(利用の方法)

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(費用負担等)

第9条 第5条の規定により日中一時支援事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）はその利用にあたっては、別表1に定める日中一時支援事業の実施に要する費用（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 町は、利用者が日中一時支援事業を利用したときは、当該費用の額について、別表2に定める利用世帯の所得階層区分に応じ同表に定める町の負担割合に相当する額を当該利用者に給付するものとする。

3 利用料が、別表3に掲げる所得基準に応じた負担上限月額を超えるときは、利用料から負担上限月額を差し引いた額を給付額に加算して利用者に給付するものとする。

4 町は、利用者が日中一時支援事業を利用したときは、前2項の規定により給付すべき額を当該利用者に代わり、日中一時支援事業請求書（別紙様式1）及び日中一時支援事業明細書（別紙様式2）により、当該月に係る費用の請求があった場合は日中一時支援事業提供事業者に支払うことができる。

5 事業者は、日中一時支援事業の実施の状況を、日中一時支援事業サービス提供実績記録票（別紙様式3）により、定期に町長に報告しなければならない。

6 前項の規定により支払いがあったときは、利用者に対して第2項または第3項の規定による給付があったものとみなす。

(利用の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合。
- (3) その他町長が利用を不適当と認めた場合。

2 町長は、前項の規定により利用者に対して日中一時支援事業の利用の廃止を決定したときは、日中一時支援事業廃止決定通知書（様式第6号）により、利用者へ通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は町長が、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

日中一時支援事業の利用に係る費用負担額

障害程度区分	利用時間			
	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	
知的障害者・ 身体障害者	区分6	2,220 円	4,450 円	6,670 円
	区分5	1,890 円	3,780 円	5,670 円
	区分4	1,560 円	3,120 円	4,680 円
	区分3	1,400 円	2,810 円	4,210 円
	区分2	1,220 円	2,450 円	3,670 円
	区分1	1,220 円	2,450 円	3,670 円
障害児	区分3	1,890 円	3,780 円	5,670 円
	区分2	1,480 円	2,960 円	4,440 円
	区分1	1,220 円	2,450 円	3,670 円

備 考

- (1) 障害者自立支援法に基づく短期入所の支給決定を受けていない利用者の障害程度区分については、障害程度区分の1番軽度の区分を適用する。
- (2) 低所得者に該当する者が食事提供を受けたときは、上表に定める金額に420円を加算した金額を費用負担額とする。

別表2 (第6条関係)

利用世帯の所得階層区分	町の負担割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	100分の100
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税が非課税であるとき	100分の100
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税非課税世帯であるとき	100分の100
上記以外の世帯	100分の90

備考

- この表において、「被保護世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助・医療扶助等を単給又は併給のいずれを問わず受けている世帯をいう。
- この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。以下同じ。)において市町村民税が課税されていない者(地方税法第323条により免除されている者を含む。)である世帯をいう。

別表3 (第6条関係)

利用世帯の所得階層区分	負担上限月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税が非課税であるとき	0円
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税非課税世帯であるとき	0円
支給決定者である障害者が18歳未満で、市町村民税所得割額が28万円未満の世帯であるとき	4,600円
支給決定者である障害者が18歳以上で当該障害者(当該障害者に配偶者がいる場合は、配偶者を含む。)の市町村民税所得割が16万円未満であるとき	9,300円
上記以外の世帯	37,200円

備考

- この表において、「被保護世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助・医療扶助等を単給又は併給のいずれを問わず受けている世帯をいう。
- この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 「市町村民税非課税世帯」とは、住民票上における同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。以下同じ。)において市町村民税が課税されていない者(地方税法第323条により免除されている者を含む。)である世帯をいう。